

制定 令和 5年 3月 1日 近運自二公示第31号
一部改正 令和 6年 4月 1日 近運自二公示第53号

公 示

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定による 地図の規格の指定について

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定による一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図の規格を下記のとおり定めたので公示する。

なお、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第5項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則第29条第2項の規定を満たす機器を備えておかなければならないことに留意すること。

令和 6年 4月 1日

近畿運輸局長 日笠 弥三郎



記

1. 地図の備付けの義務

- (1) 法人・個人の別及びタクシー・ハイヤーの別を問わず、一般乗用旅客自動車運送事業のすべての事業用自動車に地図を備え付けることが必要である。
- (2) 前項の地図とは、紙に印刷され製本されたもの（以下「製本地図」という。）のほか、カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの（以下「電子地図」という。）とする。
- (3) 電子地図を備え付ける場合にあつては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫するものとする。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあつては、この限りではない。

2. 縮尺

- (1) 製本地図を使用する場合にあつては、少なくとも営業区域を包含し、かつ、本

条各号の記載事項を明示する地図の縮尺は、営業区域内に人口30万人以上の都市を有する地域にあつては3万分の1程度、その他の地域にあつては、5万分の1程度のものであること。

- (2) 電子地図を使用する場合にあつては、旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことを想定し、前項に規定する縮尺まで拡大可能なものであること。

3. 精度

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく国土地理院の長の承認を受けているものが望ましい。

4. 発行時期等

- (1) 製本地図を備え付ける場合にあつては、地図を備え付ける時期から2年以内に発行されたものであること。ただし、備え付けた地図が、道路、地名、建造物、営業区域等の変更により実用に適さなくなった場合、または発行から5年を経過した場合には取り替えること。
- (2) 電子地図を備え付ける場合にあつては、アップデートが行われた年から3年以内のものであること。
- (3) 1.(3)のただし書きの規定により、通信障害や故障等の際に用いる製本地図については、発行から5年以内のものとする。

5. 本条第1項第4号による近畿運輸局長の指定する事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (3) 主な交差点の名称

附 則

改正後の規定は、令和5年3月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日近運自二第1099号改正）

改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。